

グループホーム風早の里運営規程

令和7年4月1日版

(目的)

第1条

この規程は、医療法人社団聖山会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「認知症対応型共同生活介護等」という。)の事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護等は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、条例等の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 グループホーム風早の里
- 2 所在地 千葉県柏市塚崎 997-3

(職員の員数及び職務内容)

第5条

本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次の通りとする。

①管理者1名(常勤)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名 (ユニットごとに1名(1名は介護支援専門員))

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。

③ 介護職員 ユニットごとに、日中については常勤換算で3名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

④ 夜勤者各ユニット1名

夜間・深夜については時間帯を通じて利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条

利用定員 (1ユニットにつき)は、9名とする。

(介護の内容)

第7条

認知症対応型共同生活介護等の内容は次の通りとする。

① 入浴、排泄、食事、着替え等の支援

② 日常生活上の支援

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条

1 認知症対応型共同生活介護等サービスの開始に際し利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第 9 条

- 1 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護等の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法廷代理受領サービスであるときは、(介護保険被保険者証及び負担割合証に記載の)負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
 - ① 室料 70,000 円/月
 - ② 食費 1,980 円/日
 - ③ 水道光熱費 23,000 円/月
 - ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたってはあらかじめ、利用者又はその家族族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者用者の同意を得る。
- 3 月の途中の入退去の場合、2,300 円/日、居室利用料金の支払いを受ける。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条

- 1 認知症対応型共同生活介護等の対象者は、要支援 2、要介護 1 以上であって 認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - ② 自傷他害の恐れがないこと
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
 - ④ 柏市に住民票があること(やむを得ない場合を除く)
 - ⑤ サービス従事者または他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと
 - ⑥ 本契約に定めることを承認し、事業者の運営方針に賛同できること
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合、かつ次の各号に該当する場合は、退居してもらう場合がある。
 - ① 利用者が死亡した場合・利用者が病気の治癒等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能になったとき
 - ② 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 ヶ月分滞納したとき
 - ③ 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要があるとき

- ④ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
 - ⑤ 利用者または利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条

- 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(相談・苦情対応)

第 12 条

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条

- 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条

- 1 認知症対応型共同生活介護等を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条

- 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え定期的に地域の協力機関等と連携を図り、年 2 回以上、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第 17 条

- 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団聖山会の理事長とグループホーム風早の里の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 18 条

- 1 サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体的拘束等を行う際の取決め)

第 19 条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護等事業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護等事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催する

とともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

（虐待防止に関する事項）

第 20 条

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待の防止のための指針を整備する
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

この規則は、令和 6 年 11 月 13 日から施行する。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。